

平成24年度包括外部監査の結果 指摘事項の措置状況

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 7 4	2 私立幼稚園助成事業 第1 私立幼稚園補助金 事業 (2) 園児数の基準時期 について	補助金交付額を算定する際、前年度の5月1日現在の園児数を基準としている。本来的には当該年度を基準とするほうが妥当であり、予算要求時に交付金額を確定させようとするに無理がある。6月に申請書を提出するのであれば、たとえば当年度の4月1日を基準日とするなど、基準時期の見直しを検討すべきである。	学事課	平成27年度から、補助金交付額を算定する際の園児数の基準日を当年度の5月1日としました。	措置済
P 1 2 4	8 図書館 (3) 清掃業務委託契約 について	倉敷市は、中央図書館等の清掃業務委託の随意契約の根拠条文として地方自治法施行令第167条の2第1項第6号を挙げているが、その性質上、当該法人と随意契約を締結しなければ、経費、納期、安全性等で不利となるようなものではなく、同号の規定には該当しないものといえる。したがって、当該法人との随意契約は、「母子及び寡婦福祉法」に規定する母子福祉団体に準ずる者から役務の提供を受ける契約を締結するものとして、端的に同項第3号の問題とすべきではないかと考える。その際には、倉敷市において、前記の母子福祉団体に準ずる者としての認定基準を定め、これを公表するなどした上で、市長の認定を経ることが必要となるが、認定を欠いている以上、随意契約の締結自体が違法のおそれがある。また、他の民間業者のものと比較すると、当該委託料は割高であるといった印象は拭えないものといえる。母子寡婦家庭の女性に雇用促進と雇用機会の確保を図り、もって彼女らの生活を支援するという目的自体は首肯できるものの、やはり支出は必要最小限に止められるべきである。地方自治法施行令等に抵触している可能性がある以上、改めて当該法人との契約内容等につき見直すべき時期に来ているものと考えられる。	中央図書館	<p>当該法人（特定非営利活動法人倉敷友愛会）が平成25年11月1日に、本市において「母子福祉団体に準ずる者」として認定を取得したことを受けまして、平成26年度当該清掃業務の随意契約締結に当たり、その法的根拠を地方自治法施行令第167条の2第1項第3号該当に改めました。</p> <p>また、委託料に関する「支出は必要最小限に止められるべきである」というご指摘につきましては、平成27年度の契約締結時に以下の検討及び見直しを行いました。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本清掃業務の仕様書に基づく日常、定期、特別それぞれの清掃範囲について、労務賃金、歩掛り（中国地区）等から金額見積を積算したところ、積算金額は平成26年度契約金額を約20%上回る額でした。 ・ 民間業者から見積書を徴収しましたが、現在の契約金額が割高な金額であるとは言えませんでした（見積金額：同契約金額を約7%上回る額）。 ・ 本清掃業務の仕様について見直し、定期清掃（洗剤洗浄、ワックス等）の回数の上積みやカーペット洗浄等を手厚くするなど、業務量を約3%増やすとともに、仕様書に明記しました。 ・ 平成27年度の契約金額は平成26年度と同額とし、当該法人と随意契約を締結しています。 	措置済

ページ	項目	指摘事項	担当部署 (所管課)	措置状況	対応 区分
P 1 6 9	1 0 美術館 (3) 美術資料の管理 美術資料の点検	美術資料の点検は、目録と実際の美術資料を合致させる重要な手段であるとともに、美術資料の現状を見ることによって劣化の状況を確認、必要な補修を検討するための手段と位置づけられる。入退室に対する一定の管理が行われているとはいえ、美術品の管理台帳への記録誤りなども考えられることから、美術資料については定期的に実在性を確かめることが必要である。	美術館	平成27年3月、美術資料目録をもとに、美術資料の実在の確認を行うとともに、その状態について把握しました。以後、展覧会での展示、貸出しや個別調査の際に改めて美術資料の状態を確認し、併せて美術資料目録にあるチェック欄にその年月日も記入し、不断の状態把握を欠かさないようにしています。 今後は、定期的に目録と美術資料を照合し、適切な管理に努めます。	措置済

(公表日：平成27年12月25日 通知日：平成27年12月1日 倉市教教企第64号)